

習志野市教育委員会会議録
(令和元年第11回定例会)

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---------|--|--------|---------|--------|---------|---------|---------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|----------|-------|--------|-------|--------|---------|------|-------|------------|---------|------------|---------|----------|-------|-----------|---------|--------|---------|--------|---------|---------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------------|---------|-----------|---------|-----------|---------|
| 1 | 期 日 | 令和元年11月20日(水)
市庁舎3階大会議室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後3時20分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 出席委員 | <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">教 育 長</td> <td style="width: 50%;">小 熊 隆</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>梓 澤 キヨ子</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>古 本 敬 明</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>高 橋 浩 之</td> </tr> </table> | 教 育 長 | 小 熊 隆 | 委 員 | 梓 澤 キヨ子 | 委 員 | 古 本 敬 明 | 委 員 | 高 橋 浩 之 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教 育 長 | 小 熊 隆 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委 員 | 梓 澤 キヨ子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委 員 | 古 本 敬 明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委 員 | 高 橋 浩 之 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 出席職員 | <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">学校教育部長</td> <td style="width: 50%;">櫻 井 健 之</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部長</td> <td>齊 藤 勝 雄</td> </tr> <tr> <td>学校教育部参事</td> <td>小 澤 由 香</td> </tr> <tr> <td>学校教育部・生涯学習部技監</td> <td>遠 藤 良 宣</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>天 田 正 弘</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部次長</td> <td>村 山 典 久</td> </tr> <tr> <td>学校教育部副参事</td> <td>府 馬 一 雄</td> </tr> <tr> <td>学校教育部副参事</td> <td>佐々木 博 文</td> </tr> <tr> <td>学校教育部副技監</td> <td>江 口 浩 雄</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部副参事</td> <td>吉 岡 治</td> </tr> <tr> <td>教育総務課長</td> <td>中 野 充</td> </tr> <tr> <td>学校教育課長</td> <td>本 間 千佳子</td> </tr> <tr> <td>指導課長</td> <td>蓮 一 臣</td> </tr> <tr> <td>学校給食センター所長</td> <td>大河内 俊 彦</td> </tr> <tr> <td>総合教育センター所長</td> <td>笹 生 康 世</td> </tr> <tr> <td>生涯スポーツ課長</td> <td>三 橋 智</td> </tr> <tr> <td>青少年センター所長</td> <td>渡 辺 雅 和</td> </tr> <tr> <td>中央公民館長</td> <td>河 栗 太 一</td> </tr> <tr> <td>中央図書館長</td> <td>岡 野 重 吾</td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>利根川 賢</td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>村 山 貴 弘</td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>齊 藤 洋 介</td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>青 野 孝 幸</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部主幹</td> <td>藤 原 友 哉</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部主幹</td> <td>中 村 裕 美</td> </tr> <tr> <td>学校教育課主任管理主事</td> <td>野 村 健 一</td> </tr> <tr> <td>指導課主任指導主事</td> <td>杉 山 健 一</td> </tr> <tr> <td>指導課主任指導主事</td> <td>窪 田 準 子</td> </tr> </table> | 学校教育部長 | 櫻 井 健 之 | 生涯学習部長 | 齊 藤 勝 雄 | 学校教育部参事 | 小 澤 由 香 | 学校教育部・生涯学習部技監 | 遠 藤 良 宣 | 学校教育部次長 | 天 田 正 弘 | 生涯学習部次長 | 村 山 典 久 | 学校教育部副参事 | 府 馬 一 雄 | 学校教育部副参事 | 佐々木 博 文 | 学校教育部副技監 | 江 口 浩 雄 | 生涯学習部副参事 | 吉 岡 治 | 教育総務課長 | 中 野 充 | 学校教育課長 | 本 間 千佳子 | 指導課長 | 蓮 一 臣 | 学校給食センター所長 | 大河内 俊 彦 | 総合教育センター所長 | 笹 生 康 世 | 生涯スポーツ課長 | 三 橋 智 | 青少年センター所長 | 渡 辺 雅 和 | 中央公民館長 | 河 栗 太 一 | 中央図書館長 | 岡 野 重 吾 | 学校教育部主幹 | 利根川 賢 | 学校教育部主幹 | 村 山 貴 弘 | 学校教育部主幹 | 齊 藤 洋 介 | 学校教育部主幹 | 青 野 孝 幸 | 生涯学習部主幹 | 藤 原 友 哉 | 生涯学習部主幹 | 中 村 裕 美 | 学校教育課主任管理主事 | 野 村 健 一 | 指導課主任指導主事 | 杉 山 健 一 | 指導課主任指導主事 | 窪 田 準 子 |
| 学校教育部長 | 櫻 井 健 之 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯学習部長 | 齊 藤 勝 雄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部参事 | 小 澤 由 香 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部・生涯学習部技監 | 遠 藤 良 宣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部次長 | 天 田 正 弘 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯学習部次長 | 村 山 典 久 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部副参事 | 府 馬 一 雄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部副参事 | 佐々木 博 文 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部副技監 | 江 口 浩 雄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯学習部副参事 | 吉 岡 治 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育総務課長 | 中 野 充 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育課長 | 本 間 千佳子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指導課長 | 蓮 一 臣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校給食センター所長 | 大河内 俊 彦 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総合教育センター所長 | 笹 生 康 世 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯スポーツ課長 | 三 橋 智 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 青少年センター所長 | 渡 辺 雅 和 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中央公民館長 | 河 栗 太 一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中央図書館長 | 岡 野 重 吾 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部主幹 | 利根川 賢 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部主幹 | 村 山 貴 弘 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部主幹 | 齊 藤 洋 介 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部主幹 | 青 野 孝 幸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯学習部主幹 | 藤 原 友 哉 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯学習部主幹 | 中 村 裕 美 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育課主任管理主事 | 野 村 健 一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指導課主任指導主事 | 杉 山 健 一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指導課主任指導主事 | 窪 田 準 子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 令和元年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく感謝状の授与について
- (2) 令和元年度教育費予算案(12月補正)について
- (3) 「津田沼ザ・タワー」から向山小学校への通学路について
- (4) 習志野市通学区域審議会の答申について(谷津1丁目1895番1に建設される集合住宅の通学区域について)
- (5) 令和2年度園児募集経過報告(11月1日現在応募状況)について
- (6) 生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について
- (7) 公共施設再生計画の見直しに当たっての生涯学習部所管施設の老朽化対策等の方針について

第3 議決事項

- 議案第55号 令和元年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について
- 議案第56号 習志野市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について
- 議案第57号 習志野市立幼稚園等及び小・中学校通園・通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第58号 令和元年度末及び令和2年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について
- 議案第59号 令和元年度末及び令和2年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について

第4 協議事項

- 協議第1号 令和2年度習志野市教育行政方針(素案)について
- 協議第2号 令和2年度教育費当初予算案について
- 協議第3号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長が

令和元年習志野市教育委員会第11回定例会の開会を宣言

小熊教育長が

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出はないが、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

会議規則第13条の規定により、報告事項(1)、(2)並びに議案第55号、協議第1号及び協議第2号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

小熊教育長が

非公開部分の会議録について、報告事項(2)、協議第1号及び議案第2号は議案が市長から市議会へ提出された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

令和元年第10回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(3)「津田沼ザ・タワー」から向山小学校への通学路について (学校教育課)

本間学校教育課長

報告事項(3)「『津田沼ザ・タワー』から向山小学校への通学路について」、説明する。

これまでの経緯としては、津田沼ザ・タワーの通学指定校を向山小学校とすることについて、平成25年度習志野市通学区域審議会の答申及び平成26年習志野市教育委員会第1回臨時会にて決まった。その際、通学路については、まろにえ通りを通り、まろにえ橋の先の階段を下り、東福寺の前を通る道において、車両通行量に注視し、安全面に留意するよう付帯事項が付された。付帯事項に基づき、通学路について、習志野警察署、市役所街路整備課、向山小学校管理職及びPTA、市教育委員会が集まり、現地調査と検討を行った。その調査を参考に、通学路の方向性を決めたところである。

次に、令和2年7月末から入居開始予定となっている津田沼ザ・タワーから向山小学校へ通う児童数の推計について、説明する。平成30年12月に作成した児童数推計では、令和2年度から令和6年度にかけて76名から147名の児童が津田沼ザ・タワーから向山小学校に通うことが見込まれている。

続いて、検討してきた通学路の3つの候補について、説明する。水色、ピンク色、緑色の3コースある。通学路の検討をするにあたり、図の黒丸の5箇所にて交通量調査を実施した。結果は資料3ページ目に、詳細は資料5ページ目から8ページ目に記載している。まず、ピンク色と緑色のコースについてである。当初は、このまろにえ通りを通る通学路を中心に検討してきた。しかし、調べていく中で、図の赤枠の部分のまろにえ通りの歩道について、大きな課題があった。それは、朝、駅に向かう自転車や歩行者の量である。多くの自転車が歩道を通行していることや、まろにえ橋からJR津田沼駅に向かう下り坂で加速する自転車が見られることから、JR津田沼駅方面から歩いてくる児童と接触する危険性が高いと考えられるため、別の通学路についての検討を行った。

続いて、まろにえ通りを通らない、水色のコースについて説明する。このコースは、津田沼ザ・タワーの西側の道を南下し、谷津3号踏切の手前の横断歩道を渡り、住宅街を通過して、谷津2号踏切を渡るコースである。箇所1から箇所2にかけて、車やバイク、自転車の交通量が多い点が課題とされる。これについては、道路東側にガードレールが設置されていること、ガードレールがとぎれているところには路側帯があることから、児童がその中を歩行することができる。箇所1から箇所2にかけては、ガードレール内を歩くよう児童に指導する。また、注意喚起を促す路面標

示の設置等を検討している。箇所2では、横断歩道を渡る。横断歩道の先は、住民以外の車両通行止めとなっている。横断歩道を渡ったあとは、車両通行止めの区域にある住宅街を抜けて、谷津2号踏切を渡る。この踏切は遮断機と車止めがあり、幅員は2メートルで、安全性は高いと考えられる。この踏切を渡り、直進して、向山小学校の正門に向かう。なお、箇所2を直進し、谷津3号踏切を渡り、向山小学校へ向かう道については、通学路として考えていない。理由としては、谷津3号踏切には滞留スペースがないこと、また、踏切を超えたあとガードレールがなく、路側帯も狭いことから危険性が高いと判断した。以上のことから、津田沼ザ・タワーから向山小学校への通学路については、水色のコースが望ましいと考えている。このことについて、11月5日に行われた通学区域審議会にて報告を行ったところ、委員から「通学路が水色のコースになるのであれば、通学路への安全、防犯対策や児童への安全指導等について、関係課及び学校と協議を進め、児童の安全確保に努めてほしい。」との御意見をいただいた。今後、通学路の決定については学校と協議を行い、最終的には、向山小学校校長が通学路の決定を行う予定である、と概要を説明

高橋委員

妥当な結論だと思う。踏切についてだが、朝の通学時間帯に、遮断機が長時間下りていて渡れないというようなことはないのか、と質問

本間学校教育課長

谷津2号踏切と谷津3号踏切の違いは調査したが、遮断機の下りている時間等については、現在調査中である。谷津以外の場所になるが、市内3小学校、4中学校において、踏切を渡る経路を通学路としている学校がある。現在、踏切を通学路としている学校からは、踏切を渡ることについて通学に支障はないと聞いている。その点も踏まえて、調査を続けていく、と回答

小熊教育長

通学区域審議会で出された防犯対策等について、詳しく説明していただきたい、と発言

本間学校教育課長

防犯対策については、踏切を横断することに対し、先ほど説明したとおり市内において踏切を渡る経路を通学路としている実績はあるが、新たに向山小学校の児童が踏切を通学路とした時の見守りが必要ではないかという点が挙げられた。また、向山小学校の正門から踏切までの間が暗く、その防犯対策はどうなっているのかという指摘をいただいている。その点については、関係各課に要望し、対応を検討していく。見守りについても、学校と対応を検討していく、と回答

小熊教育長

防犯対策については、向山小学校から谷津2号踏切の間だけという認識でよろしいか、と発言

本間学校教育課長

向山小学校正門から谷津2号踏切へ向かって下る坂道に、現在防犯灯がない状況にあり、暗くなっている。特にその部分に防犯灯が必要だと考えているので、関係課と協議をしていく、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された。

報告事項(4) 習志野市通学区域審議会の答申について(谷津1丁目1895番1に建設される集合住宅の通学区域について) (学校教育課)

本間学校教育課長

報告事項(4)「習志野市通学区域審議会の答申について(谷津1丁目1895番1に建設される集合住宅の通学区域について)」、説明する。

11月5日の習志野市通学区域審議会にて別紙諮問書のとおり、谷津1丁目1895番1に建設される集合住宅の通学区域について諮問した。推計によると、通学区域である谷津小学校は令和7年度に49学級になる見込みであり、最大数の50学級に近づくことから、該当の集合住宅については、近隣の向山小学校へ指定校変更することが望ましいと諮問したところ、概ね妥当であるとの答申があった。また、該当の集合住宅の通学区域を向山小学校へ指定校変更した際の通学路については、報告事項(3)にて報告した津田沼ザ・タワーの通学路と同様とすることを考えていることを説明したところ、別紙答申のとおり、安全確保に十分配慮するよう申し添えがあった。通学路の安全確保については、向山小学校及び関係課と協議し、安全の確保を図っていく。

この件については、後程、議案第57号にて、習志野市立幼稚園等及び小・中学校通園・通学区域に関する規則の一部改正について提案する、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(4)は了承された。

報告事項(5) 令和2年度園児募集経過報告(11月1日現在応募状況)について (学校教育課)

齊藤学校教育部主幹

報告事項(5)「令和2年度園児募集経過報告(11月1日現在応募状況)について」、説明する。

市立幼稚園の状況については、昨年度の応募者数と比較すると、4歳児、5歳児あわせて、11名減の119名となっている。参考として、こども園の3歳児、4歳児、5歳児の応募者数は58名減の174名となっており、幼稚園・こども園ともに減少している状況である。減少の要因については、今年度よりこども園3歳短時間児が入園したことによる4歳児からの入園児数が減ったこと、また、幼児教育保育の無償化の開始に伴い、3歳児の教育保育に対して市民の方々の関心が非常に高く、3歳児から入園できる施設を選んでいるものと分析している。

1クラスの園児数が10名を下回る、または10数名の応募者数となっている園もある。本市が目指す集団教育を確保するために、この10人が一つの基準となっている。本市が目指す集団教育を確保できるよう、今後も公立施設の質の確保に努め、公立の保育の良さをアピールしていきたいと思う。

今後の園児募集についての流れとしては、募集人員を超えた園での公開抽選及び入園面接が終了しており、12月19日に入園許可書を交付する予定となっている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(5)は了承された。

報告事項(6) 生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について（社会教育課）

村山生涯学習部次長

報告事項(6)「生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について」、説明する。

資料1ページ目からは習志野文化ホール、資料4ページ目からは新習志野公民館、資料6ページ目からは大久保図書館を除く習志野市立図書館4館、資料10ページ目からはスポーツ10施設の評価結果である。

評価の方法、評価の基準だが、各施設の所管課において、指定管理者応募の際の仕様書、その後に教育委員会と指定管理者で締結した協定書、指定管理者から提出された事業計画書などに従い、確実なサービスが提供されているか、維持管理が適切に行われているか、サービスの安定的な提供が可能な状態にあるか、といった視点で、年度終了後に提出された事業報告書や実地調査、ヒアリング、利用者アンケート等を基に各項目についてチェックを行い、指定管理者実績評価表の案を作成する。その評価表に基づき、生涯学習部内の指定管理者制度検討委員会で評価結果を決定し、部内決裁を経て、資料のとおり、指定管理者の管理運営状況として公表する。これら評価の基準については、仕様書や協定書、事業計画書と同等にサービス提供や維持管理が行われているかの確認をもって、基準点のA評価としている。なお、可能な限り客観的な指標を用いて評価を行うようにはしているが、それぞれの評価項目全てに具体的な数値による基準があるわけではないということを予め御理解いただきたい。また、数値等で判断できるものについてはその結果を参考にしており、財務状況審査などの専門的な評価項目については、税理士による第三者評価の結果を参考としている。

評価の結果についてだが、指定管理者4者ともに、協定に従い適正にサービスが提供されており、また、サービスの継続的提供が可能な状態であることが確認できたことから、いずれも、評価結果は基準点のA評価、管理運営状況は概ね良好としている。

資料1ページ目をご覧ください。習志野市習志野文化ホールの指定管理は、公益財団法人習志野文化ホールが行っている。平成30年度は9か月の休館期間があったが、適切な建物の管理、安全性の確保の観点において、日頃の細やかな点検や清掃、改修工事期間中の市や工事業者との円滑な連携や、窓口利用者への安全配慮の徹底などが確認できた。また、地域交流連携の観点では、演奏会での取り組みの中で、新たに地域NPO法人と連携した事業に取り組んだことについて、Aプラスの評価をしている。

続いて、資料4ページ目、習志野市新習志野公民館の指定管理は、株式会社オーエンスが行っている。職員の適切な配置状況の観点では、夜間にシルバー人材センターの委託に加えて、他の公民館ではできない申請書受理などができる職員を配置していること、社会教育主事資格者を2名配置していること、また、サービス向上の観点では、年3回の公民館報の地域配布や利用者アンケート調査で高い評価を得ていること、領域別主催事業実績では、講座の新設や内容に創意工夫が図られていることが確認できたことから、Aプラスの評価をしている。

続いて、資料6ページ目、大久保図書館を除く習志野市立図書館、東習志野、新習志野、藤崎及び谷津図書館の指定管理は、株式会社図書館流通センターが行っている。サービス向上の観点では、図書館利用者アンケートにおいて職員の対応等で高評価を得ていること、新たな企画の講座実施、地域との交流に積極的に努めていること、自主事業においては新たな取り組みが確認できたことから、Aプラスの評価をしている。

続いて、資料10ページ目、スポーツ10施設の指定管理は、公益財団法人習志野市スポーツ

振興協会が行っている。施設管理、安全対策の観点において、日常的に設備点検に努める中で、不具合箇所への自前でのスピーディーな修繕対応や、夜間の機械警備を独自に導入するなどの安全性の確保対策が確認できたことから、Aプラスの評価としている。また、管理運営経費の縮減の観点では、指定管理の修繕料に加え、法人の自主財源を活用した積極的な施設修繕への取り組みを評価し、Aプラスとする一方で、指定管理料の収支がマイナスの事実が確認されたことから、一部課題があるB評価とした。これは、最低賃金の上昇による人件費の増加が要因であり、当初の指定管理料算定に想定していなかったためである。なお、平成30年度は指定管理期間の最終年度であり、更新した今年度以降については、解消されるものである。また、マイナス部分については、法人資産である特定預金の取り崩しにより対応しており、指定管理者による継続的なサービス提供やサービス水準の維持に問題はないと評価している、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(6)は了承された。

報告事項(7) 公共施設再生計画の見直しに当たっての生涯学習部所管施設の老朽化対策等の方針について (社会教育課)

吉岡生涯学習部副参事

報告事項(7)「公共施設再生計画の見直しに当たっての生涯学習部所管施設の老朽化対策等の方針について」、説明する。

趣旨としては、現在、資産管理課において、令和2年度から令和20年度までを計画期間とする公共施設再生計画の見直しを策定中であり、市長事務局より習志野市議会に対し、重要事項として説明がされたので、改めて教育委員会会議で報告するものである。

公共施設再生計画の見直しにおける主な前提条件として、学校施設以外の施設に関して、学校施設を地域の拠点として整備していく方針のもとで、各地域の特性に応じてその機能を学校施設に複合化していくこととなっていたが、今回の見直しにおいては、将来のまちづくりの方向性のさらなる検討が必要な状況や、今後、学校施設の適正規模・適正配置の検討が進められる状況であることから、具体的な複合化計画は提示しないこととした。また、機能停止予定の施設については適正に維持管理していくことで、施設の建物構造の基準耐用年数まで使用することとした。ちなみに鉄筋コンクリート造は、築後60年間使用することになっている。

なお、今回の見直しに当たり、資産管理課において各部局との協議、意見交換がなされた。その際に、生涯学習部としても今説明した見直しにあたっての前提条件と同様の考えであるということを示し述べた、と概要を説明

梓澤委員

生涯学習部の意向はわかったが、具体的なイメージがわからない。過去に市議会でも取り上げられている菊田公民館を例に挙げて聞くと、菊田公民館の機能は、どこかの学校等で担保するということは明言しないということよろしいか。また、菊田公民館は老朽化していても限界まで使用をしていくという理解でよろしいか。併せて、この方針というのは、社会教育委員会会議や、公民館運営審議会でも確認しているのか、と質問

吉岡生涯学習部副参事

菊田公民館について、今までは令和2年度から令和7年度の間機能停止をするとしていたが、資料に記載のとおり、建物構造の基準耐用年数まで使用することとしたので、10年程度延伸して使用することになる。学校等との複合化については、明記していない。また、社会教育委員会議や、公民館運営審議会には、この方針の報告はしていない、と回答

梓澤委員

この方針というのは、概ね決まってしまうものになると思うが、きちんと手続きや説明をするようにしていただきたい、と発言

遠藤学校教育部・生涯学習部技監

菊田公民館の使用期間を10年延伸したことについて、根拠が重要になるかと思う。それについては、各公共施設のコンクリート強度を市長事務局で調査している。以前の教育委員会会議での学校施設再生計画の説明の中で構造躯体のコンクリート圧縮試験結果が、20N/mm²という説明があったが、それと同様に菊田公民館の調査結果においても、一定以上のコンクリート強度があることから、速やかに機能停止をするのではなく、使用できる間は使用していく方針とした。しかしながら、老朽化が進んでいることには変わりはないので、10年延伸する上では、施設管理者である社会教育課や公民館長と連携を取り、適切な維持保全は市としても行っていく方針である、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(7)は了承された。

議案第56号 習志野市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について (学校教育課)

本間学校教育課長

議案第56号「習志野市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について」、説明する。

本議案は、習志野市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正しようとするものである。「成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和元年6月14日に公布された。この法律には、学校教育法の一部改正が含まれており、その内容は、校長または教員になることができる者の欠格事由から、「成年被後見人又は被保佐人」が削られるものである。なお、成年被後見人とは、精神上の障がいにより、事理を弁識する能力を欠く状況にある者、被保佐人とは、精神上の障がいにより、事理を弁識する能力が著しく不十分である者と民法に規定されている。

については、学校教育法の該当条項を引用する「習志野市立小学校及び中学校管理規則第44条第3号」、「習志野市立高等学校管理規則第55条第3号」及び「習志野市立幼稚園管理規則第40条第3号」に規定のある、校長又は園長が教育委員会に報告しなければならない事項から職員が成年被後見人又は被保佐人であることを削る一部改正をするものである。併せて、その他文言整理をしている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第56号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第57号 習志野市立幼稚園等及び小・中学校通園・通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について (学校教育課)

本間学校教育課長

議案第57号「習志野市立幼稚園等及び小・中学校通園・通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、説明する。

先程、報告事項(4)にて報告したように、11月5日に開催された習志野市通学区域審議会にて、谷津1丁目1895番1に建設される集合住宅の通学区域を向山小学校へ指定校変更することについて諮問し、11月6日付けで答申があった。答申の内容は、概ね妥当であると認めるものであり、通学路の安全確保について十分配慮するよう申し添えがあった。通学路の安全確保については、今後、学校および関係課と協議し、安全の確保を図っていく。については、谷津1丁目1895番1に建設される集合住宅の通学区域を向山小学校とし、「習志野市立幼稚園等及び小・中学校通園・通学区域に関する規則」の一部改正をしてよろしいか伺うものである。

改正内容については、新旧対照表のとおり、小学校の部、谷津小学校の項及び向山小学校の項中「同番25」の次に「、1895番1」を加える。なお、この規則は、公布の日から施行する、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第57号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第58号 令和元年度末及び令和2年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について (学校教育課)

本間学校教育課長

議案第58号「令和元年度末及び令和2年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について」、説明する。

本議案は、千葉県教育委員会が定めた「令和元年度末及び令和2年度公立学校職員人事異動方針」に基づき、本市の人事異動方針を制定しようとするものである。千葉県の人事異動方針については、昨年度から大きな変更点はなかった。そこで、本市の人事異動方針についても、昨年度のものを踏襲している、と概要を説明

梓澤委員

「特別支援教育の振興を図るため、意欲あふれる適任者の配置に努める。」とあるが、意欲あふれるという文言だけだと、具体的な基準はないと思う。市議会でも免許の有無について取り上げられていたことがあると思うが、意欲あふれるというのと、免許の在り方についてどのように考えているのか教えていただきたい、と質問

本間学校教育課長

現在、特別支援学級や通級指導教室を担当している教員の中で、特別支援に関する免許を持っていない教員もいる。研修等を通じて専門的な知識や指導力をつけているが、免許の取得

も重要なことの一つとは考えている。免許を持っておらず、特別支援学級の担任をしている教員も、認定講習等を通じて、免許取得に向けて勉強しており、今年度実際に免許を取得した教員もいる。今後も認定講習等の受講を推進し、特別支援教育により良く携わっていけるよう、推進していきたいと考えている、と回答

梓澤委員

出来るのであれば、今後具体的な基準が示せるように検討していただきたい、と要望

本間学校教育課長

要望については、検討する。しかし、小中学校の特別支援学級、通級指導教室については、小中学校の教員免許があれば担任をすることはできる。その中で、専門性をさらに高めていくよう、進めていきたいと思う、と回答

小熊教育長

委員から御指摘のあったとおり、特別支援教育の免許を持ち、今までも勉強してきた教員というの必要なことだと考えている。新規採用教員の中にも、特別支援教育の免許を持っている教員も入ってきている。新規採用教員の中には、特別支援学級の担任を希望している教員もいるが、県教育委員会のルールとして、1年目は新採研修等の関係で基本的には特別支援学級の担任はできない。そのような場合、2年目以降、県教育委員会と協議して特別支援学級の担任をしていただくよう、取り組んでいる。委員から御指摘のあった特別支援教育の免許を持っている教員や経験のある教員、今後そのような可能性のある教員を見出していく努力を今後も続けていきたいと考えている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第58号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第59号 令和元年度末及び令和2年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について (学校教育課)

齊藤学校教育部主幹

議案第59号「令和元年度末及び令和2年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について」、説明する。

昨年度の方針との変更点については、新旧対照表に記載のとおり、「第2 実施事項」に、これまであった「(2)出産休暇、療養休暇又は育児休暇中の者について原則として配置換えは行わない」という部分について、幼稚園は園児数が減少し、現在ほぼ単学級であり、出産休暇、療養休暇又は育児休暇中の者の代替、臨時的任用職員がクラス担任だけでなく、学年主任も担うことになることや、ただでさえ正規職員が少ない中、さらに正規職員が減ってしまうことで園運営にも支障が出かねないことなどを鑑み、出産休暇、療養休暇又は育児休暇中の者についても配置換えを行うこともやむを得ないものとし、人事異動方針から削除するものである。その他一部文言修正があるが、内容の変更はない。

習志野市子ども・子育て支援事業計画を念頭に置き、就学前の質の高い教育・保育が適切に行われるよう、適材・適所の人事配置を考えていく、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第59号は全員賛成で原案どおり可決された。

＜報告事項(1)、(2)並びに議案第55号、協議第1号及び協議第2号については非公開。
ただし、報告事項(2)については令和元年11月22日をもって、
協議第1号及び協議第2号については令和2年2月20日をもって
市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

報告事項(1) 令和元年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく感謝状の授与について
(教育総務課)

中野教育総務課長

報告事項(1)「令和元年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく感謝状の授与について」、概要を説明

報告事項(1)は了承された。

報告事項(2) 令和元年度教育費予算案(12月補正)について (教育総務課)

中野教育総務課長

報告事項(2)「令和元年度教育費予算案(12月補正)について」、説明する。

報告事項(2)については、先月の習志野市教育委員会第10回定例会において議決し、市長に申し入れを行なった補正予算についての報告である。

令和元年度教育費予算案(12月補正)説明書を御覧いただきたい。習志野市習志野文化ホール指定管理料の債務負担行為について、限度額は、申し入れ額に1千円プラスの4億309万3千円に消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内となった。この補正予算案は、11月22日から開会予定の令和元年習志野市議会第4回定例会に提案することで協議が整っている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

議案第55号 令和元年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について
(教育総務課)

中野教育総務課長

議案第55号「令和元年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について」、概要を説明

採決の結果、議案第55号は原案どおり可決された。

利根川学校教育部主幹

協議第1号「令和2年度習志野市教育行政方針(素案)について」、説明する。

習志野市教育行政方針とは、現在策定中の習志野市教育振興基本計画の年次計画にあたるものである。教育行政方針を基に事業を実施し、その結果について教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価で点検・評価していく。そして、点検・評価の結果を習志野市教育振興基本計画に照らし、計画の進捗状況を点検するとともに、教育振興計画にはないが取りまななければならない課題が生じた場合には教育行政方針で施策に位置付けることで、教育振興基本計画を補完していく。さらに、教育行政方針は、担当各課の当該年度の取り組みの重点を示しており、予算編成にも関わっている。そのため、予算が確保できなかった場合については、教育行政方針も修正する必要がある。このようなことから、今回は素案として示し、次年度予算の決定を以て、最終案の完成となる。

内容について、新たな取り組みに絞って説明する。まず幼児教育では、小学校への円滑な接続を目指した接続期カリキュラムの実践・見直し・改善に取り組んでいく。また、預かり保育の日数を増やすよう取り組む。

次に、学校教育では、「心のアンケート」を生かし、教育相談を充実させていく。心のアンケートに記された子どもたちの心の声にしっかりと耳を傾け、アンケートを基に面接を行うことで、児童生徒の理解や、安心感を与えるとともに、結果としていじめの早期発見・未然防止にも繋がる取り組みとして位置付けている。さらに、喫緊の課題であるICT機器の効果的な活用についても重点としている。そのためには、ICT機器の整備が前提となるため、着実に対応していきたいと考えている。

次に、英語指導助手を活用し、外国語学習・外国語活動の充実を図る。来年度より小学校では新学習指導要領の全面实施となり、英語活動の時間が増えるため、各学校に派遣する英語指導助手の増員が課題となっている。また、習志野高校においては、引き続き文武両道を推進し、次世代を担う優秀な人材の育成に取り組む。新しい時代を担う習志野市民を育てることで、市立高校としての役割を果たしていこうとするものである。

生涯学習においては、先日オープンしたプラッツ習志野を中心に、公民館と図書館が連携した新たな事業に取り組む。また、子どもの居場所づくりとして、これまではあづま子ども会館において自主事業を行うなどしてきたが、来年度からは放課後子供教室の開設に向けて取り組んでいく。

学校等の施設については、小中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針の策定に向けて取り組む。外部有識者を含む検討委員会を設置し、本市として適正と考える学校規模について定めていきたいと考えている。また、生涯学習においては秋津運動公園にあるスポーツ施設の再整備にあたり、官民連携等の方策について調査・研究に取り組む。

最後に、学校における働き方改革については、働き方改革の視点から教育課程の在り方を見直ししていく。教育委員会が所管する様々な行事の見直しとスクラップアンドビルドを図ることで、業務を一層効率化し、その先にある各学校における業務改善に繋げていきたいと考えている、と概要を説明

小熊教育長

先ほど説明のあった「心のアンケート」について、新たな取り組みになっているので詳細に説明していただきたい、と発言

蓮指導課長

野田市での児童虐待事件等を受け、子どもの安全・安心を最優先に今年度取り組んできた。そのような中、いじめの早期発見・未然防止の対応として、年間3回のアンケート以外に心のアンケートを小中学生に実施し、その後必ず教育相談を行っている。教員から積極的に子どもたちと教育相談をする機会を設けることによって、子どもの安全・安心を確保してきた、と回答

小熊教育長

この部分は今年度も取り組んできたことである。来年度は今年度の反省を生かした取り組みをしていかななくてはならない。形はできつつあるが、実際に効果を発揮するまで高めていかななくてはならない、と発言

高橋委員

学校における働き方改革について、全国で学校の教員の労働時間について調査されているかと思うが、習志野市の教員は全国的に見てどの程度の位置付けになるのかデータはあるか。また、習志野市の教員に対し、職務上困難なこと等の調査等をしたことはあるか、と質問

本間学校教育課長

全国的に見て、本市の教員がどの程度の位置付けにいるのかははっきりとお答えすることはできないが、時間外勤務が少ないとは言えない状況ではある。保護者対応や教材研究等、子どもが帰ってから行わなければならない業務がある。しかしながら、学校とのやり取りの中で、業務終了時間の見直しを持って勤務をし、部活動ガイドラインに基づいて部活動の見直しをしたことにより、時間外勤務が減っている実態もある。また、教育委員会として、各学校に毎月時間外勤務の数字を報告していただき、状況を把握しているところである。実態調査としては、今年度、勤務の中でどのような部分に大変さ、困難さを感じているかというようなアンケートを全小中学校を対象に行った。アンケートでは、放課後、短い時間の中で次の日の教材研究をする時間の確保に大変さを感じているというような回答も出てきていた、と回答

高橋委員

あくまで子どものためということが前提にあると思うが、教員の仕事があまりにきついと、有望な人材が教員になりたがらないということが起こり、結局は、子どものため、社会のためにならないということがあると思う。そういった意味で、やはり教員の働き方改革というのはとても大事なことだと思う。もう一つ言えることは、教育の指標というのは数字で評価するのは非常に難しいと思う。教員の働き方という点で、例えば、時間外勤務をどれくらいしているか、有給をどれだけ取れたか、満足度はどれくらいあるかというような、数字で評価しやすいものについて、指標にできるものを考え、毎年少しずつでも前進させられれば良いと考える、と発言

本間学校教育課長

貴重な御意見として受けとめたいと思う。これから働き方改革を進めるに当たり、根底には教育の質を下げないということや、子どもたちと向き合う時間をしっかり確保していくところがある。しっかりと進めていきたい。先ほどの説明にもあった教育課程検討委員会では、市内の行

事についての見直しや、評価の在り方等について検討を行い、現在提言をまとめているところである。また、各小中学校においても、次年度に向け、会議の在り方や、校務システムを使った校務の在り方等について検討しているところである。教育委員会としてできることを進めていきたいと思う、と回答

古本委員

教育における働き方改革は絶対に必要なことだと思うが、結果的に予算の裏付けがないと働き方改革はできないと思う。何の裏付けもなく仕事を減らそうとしたら、教育の質が落ちるだけだと思う。仕事を減らすという努力は十分やっていると思うので、仕事を減らすより、仕事をする人数を増やさない限り、教員一人一人の負担は減らないと思う。教育委員会としては、予算的な問題があるのはわかるが、職員がもっと必要だという形での金銭的な裏付けの努力をすることも大事ではないかと思う。ただ、仕事を減らそう、早く帰るようにしようではなく、教育の質を落とさないためには何が必要かという観点でやっていただいた方が良いのではないかと私は思う、と発言

利根川学校教育部主幹

確かに学校現場では、教員の数が増えればより質の高い教育ができるということはある。教員の増置も含め、教員の配置については県の教育委員会にお願いしているところではあるが、委員御指摘の点についても、関係各課と協力して、努力していきたいと思う、と回答

古本委員

「魅力ある市立高校づくり」の項目で、「文武両道を推進し、学力の向上と部活動の活性化を図り、次世代を担う優秀な人材の育成に努めます。」とあるが、具体的にはどのようなことを考えているのか、と質問

府馬学校教育部副参事

まず、文武の「武」として、部活動においては、文化の部、体育の部ともに優れているということがある。「文」の方としては、生徒に関しては、例えば国際交流に力を入れ、夏休みを利用したホームステイの推進に努めている、と回答

小熊教育長

習志野高校の文武両道に関しては、具体的な施策を持って取り組まなければいけない課題だと思っている。それと併せて、どういう生徒に入学してもらうのかという入口の部分もしっかりと取り組んでいかなければいけない。令和2年度に実施される入試から、入試の方法が変わってくる。そこで、教育委員会としてどういう生徒を募集するのかという考え方も持っていかなければならないし、入学してきた生徒たちをどう育てていくのかという部分で、例えば文武の「文」の部分であれば、どういう形で教育課程を組んでいけば良いのかということについても、しっかりと取り組み、成果を上げていかななくてはならないという認識はしている。細かいところについては、もう少し協議をしていかななくてはならないと思う。魅力ある学校づくり検討委員会も開いているので、ここでの意見等の報告をしながら、示していけたらと思っている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

中野教育総務課長

協議第2号「令和2年度教育費当初予算案について」、説明する。

これについては、令和2年度予算編成にあたり、新規に取り組む事業等について協議をするものである。資料1ページから7ページまでは、協議第1号で説明した令和2年度教育行政方針案に基づいて、具体的に取り組む新規事業等を記載している。資料8ページから52ページは、その事業の内容等についてまとめたものである。この中で主なものについて、パワーポイントを使用して説明する。

本日は、令和2年度予算編成方針、令和2年度予算案における拡大・新たな取り組み、今後のスケジュールについて説明をする。

まず1点目、令和2年度予算編成方針として、こちらは予算編成にあたっての重点事項ということで、市長から示されたものである。一つ目、子どもが健やかに育つ環境の整備を推進すること、二つ目、未来をひらく高水準な教育と生涯にわたる学びを推進すること、三つ目、誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉を充実すること、四つ目、公共施設等総合管理計画に基づく取組を推進すること、五つ目、経営改革大綱の着実な実行により、財政健全化を推進すること、以上の五点が重点事項として示されたものであり、教育委員会として大きく関連してくるものは、一つ目、二つ目、学校施設等の施設を持っているので四つ目となっている。

続いて、令和2年度予算案における拡大・新たな取り組みとして、1点目は教育委員会事務局費として、適正規模・適正配置の基本方針を策定していきたいと考えている。これについては、平成27年度に文部科学省より手引きが発出されている。手引きの内容は、学校の適正規模・適正配置、学校統合に関してや、小規模校を存続させる場合の教育の充実ということが主に記載をされている。本市としては、これらに加えて児童生徒数の推計等を勘案し、基本方針を策定していこうというものである。令和2年度に外部有識者を含めた検討委員会を設置し、令和2年度中の策定を目指すもので、検討委員会の委員報酬として20万5千円を提案している。

2点目は、いじめ問題対策事業で、総合質問紙調査導入に向けた調査費及びSNS等によるいじめ相談に係る費用を予算として計上している。総合質問紙についてだが、平成30年度と令和元年度の比較をみると、いじめの相談件数は増加傾向にある。そのような中、現在もいじめアンケートは実施しているが、これについては実際に起きているいじめの発見には有効であるが、隠れているいじめや、いじめが起こる可能性がある状況の分析には至っていないという現状がある。そこで、こういった総合質問紙という、アンケート調査を科学的に分析し、そこからいじめが起きやすい状況や状態の事前発見に繋げるとともに、その分析結果を活用して、いじめの起きにくい学級づくりを行っていこうとするものである。予算の規模としては40万8千円となっている。また、SNS等によるいじめ相談だが、いじめアンケートにより、いじめを受けているということは把握できるが、なかなか相談ができない児童生徒が見受けられるというアンケート結果もある。そのような中、SNS等を活用し、いじめ相談ができる相談体制の多重化という目的で、こういったものを導入しようというものである。予算の規模としては508万2千円となっている。

3点目、英語指導助手招請事業で、これについては、平成29年3月に令和2年度から実施する新たな学習指導要領が公示され、その中において外国語活動と学習の強化が示されたところである。この強化というのは、これまで実施してきた小学校5・6年生を対象とした外国語活動が学習となり、新たに小学校3・4年生を対象とした外国語活動が新設されたものである。本市では、平成29年からこの新学習指導要領を先行する形で、外国語活動や学習を実施してきたとこ

ろである。しかし、令和2年度から、小学校における活動や学習が完全実施されることにより授業時数が増加する。このことを鑑み、英語指導助の配置を拡大するという一方で、派遣委託に係る費用として3千564万円を提案している。

4点目、小学校・中学校パソコン推進事業だが、まず、パソコンの整備状況だが、令和元年度はパソコン1台当たり12.5人の児童生徒が使用している状況である。しかし、国の目標値では、1台当たり3人となっており、習志野市としては非常にパソコンの台数が少ない状況である。そこで、令和2年度は、パソコンの賃貸借として新たに1千840台の導入を目指し、これを達成することによって、1台当たり4.6人となる。それでも国の目標には足りていない。こういったことを来年度以降3年間かけて順次行っていくことにより、国の目標値に近づけていこうとするものである。また、大型提示装置等、いわゆる大型モニターの賃貸借ということで、国の目標値は1教室当たり1台となっているが、現在の本市における台数は、1教室当たり0.67台になっている。令和2年度に160台を導入することで、1教室当たり1台を達成する整備の目標を持っている。令和2年度から令和4年度の3年間でこのような導入をすることにより、金額として、パソコンについては、小学校では4千676万5千円、大型提示装置は424万4千円、中学校においては、パソコンが2千46万円、大型提示装置が173万5千円という予算となっている。

5点目、小学校長寿命化改修事業は、対象を向山小学校として現在考えている。現在策定中の学校施設再生計画の第2期計画において、改築と大規模改修に加え、費用の平準化を図るために長寿命化改修という考えを新たに取り入れたところである。向山小学校について、令和2年度から令和3年度の継続費で長寿命化の設計をするため、設計費用として1千863万9千円を業務委託料として計上している。

6点目、第二中学校校舎改築事業として、以前の教育委員会会議において、第二中学校体育館の改修の説明をしたと思うが、今度は第二中学校の校舎の改築事業に着手しようと考えている。こちらについても、現在策定中の学校施設再生計画の第2期計画で計画をしているものである。令和2年度から令和3年度の継続費で校舎の基本設計、実施設計の委託を行うもので、今年度は8千90万5千500円の予算規模となっている。

7点目、文化振興事務費として、QRコード入りプレート設置を予定している。これは何かというと、現在、ハミングロードに彫刻が設置されているが、設置されている彫刻の由来等を知ってもらい、市民に文化財に対しての愛着や、文化芸術そのものを親しんでいただくことを考え、彫刻にQRコード入りのプレートを設置しようとするものである。プレートに設置されたQRコードをスマートフォン等で読み込むことにより、その彫刻の説明が表示されるというようなもので、文化に親しんでもらうことを考えている。予算規模としては50万1千円となっている。

8点目、放課後子供教室事業である。まだ、習志野市では整備されていないが、来年度に大久保東小学校に整備し、令和3年度に東習志野小学校に整備するための予算案である。放課後子供教室については、平成29年3月に社会教育法の改正がされ、地域学校共同活動というものが位置付けられたことを受け、平成30年9月に文部科学省と厚生労働省の合同で、国全体の目標として、全ての小学校区で放課後子供教室を実施するという通知がなされた。本市においては、今まで検討を続けていたところだが、令和2年度に新たに大久保東小学校で新規開設を予定している。今回の予算案では、事業運営委託や備品購入などに係る費用として804万4千円を計上している。また、東習志野小学校については、令和3年度に新規開設を予定しており、実施法人の選定や、空調機器整備工事等をするもので、269万円を計上している。なお、令和3年度においては、市長事務部局の予算となるが、秋津幼稚園跡地にもう1個開設する予定となっている。

9点目、体育施設整備事業である。これは、秋津総合運動公園の官民連携事業に関する手法

調査委託となっている。第一カッターフィールドは昭和57年、第一カッター球場は昭和59年の竣工であり、それぞれ老朽化が進んでおり、施設の全面更新の時期が来ているという状況である。そこで、全面更新に当たり、その全面更新をどのようにするか、官民連携で手法の検討を進めるものである。これについては、その手法そのものを外部の事業者に委託して検証するもので、委託料としては2千万円となっているが、国から10分の10の補助金が入る見込みであり、財源として市の一般財源を充てることはないものになる。

10点目、接続期カリキュラム作成である。これは、幼児教育から学校教育への一体的なカリキュラムの作成である。予算として計上しているものはないが、新たな取り組みとして説明をする。現在、本市においては子ども同士の交流会や教師同士の情報交換に取り組んできたところである。幼稚園及びこども園では、小学校入学を意識して、生活習慣の見直し、自分の考えや自分の思いを他者に伝えられるよう、指導しているところである。一方、小学校では、新入生が、小学校生活に適應できるよう、例えば、最初から45分間を通して授業をするのではなく、15分ごとに区切って授業を進めていたり、学校生活の仕方を一つ一つ丁寧に指導したり、授業の形態を工夫するなど、いろいろなことに取り組んでいる。しかしながら、どうしても入学当初は授業中に立ち歩いたり、集中が続かなくなって授業が受けられなかったりする、「小一ギャップ」が見受けられるので、幼児教育からの学校教育への学びを繋げられるように、円滑な接続ができるよう、一体的なカリキュラムの作成に取り組んでいくものである。

最後に、今後のスケジュールについては、12月の教育委員会会議での議決後、最終的には2月下旬の習志野市議会第1回定例会において、予算案の提案をする流れになる。今の説明に限らず、来年度以降の取り組み等に対する、御意見、御要望等も含めて協議していただきたい、と概要を説明

古本委員

適正規模・適正配置については、早急に対応しなければいけないと思う。公共施設再生計画も含めて、適正規模・適正配置を策定しないと先に進めないし、今回の学区の変更も含め、考えなくてはいけない時期だと思う。これについては、率先して予算を獲得できるように努めていただきたい、と要望

中野教育総務課長

適正規模・適正配置については、教育委員会会議や市議会でも御質問や御指摘をいただいているところである。現在、教育委員会の内部でも協議を進めており、来年度中には策定を目指していきたいと思っている、と回答

高橋委員

協議第1号で学校における働き方改革の話題がでて、その時には働き方改革はお金をかけないとなかなか解決にならないのではないかと指摘があったと思う。新たな人材や、人を増やすことは簡単なことではないと思うが、来年度予算案の中に調査費や検討費もなく、本当にこれで進むのかという疑問を感じたが、いかがか、と質問

利根川学校教育部主幹

予算の確保ということについて、来年度に新たにということではないが、現在、学校では留守番電話機能を活用し、児童生徒が帰ってからの時間、例えば17時であれば17時以降の電話対応については、教員が電話対応せず、業務に集中できる時間を作ることに取り組んでいる。

来年度からは、留守番電話機能付きの電話機を全ての小中学校で導入し、電話対応の方は負担が軽減できるよう、取り組んでいるところである、と回答

高橋委員

努力しているということはよく理解できた。しかし、習志野市の教員の状況というのが私もよくわからず、全国に比べれば習志野市の先生方は、非常に生き生きとした教員生活を送っていて、生きがいややりがいを持って仕事をしているようだとなれば安心できるが、そこがわからないと、不安が残る。習志野市の教員になりたいというように思ってもらうことは、教育を改善する上でとても大事なことである。そのために、何かシステムティックで見通しを持ったことができないものかと私は思っているのだが、いかがか、と質問

利根川学校教育部主幹

予算の面、働き方改革の面で言うと、現在、市内の行事の見直しをしており、例えば出張をする教員が似通ったものが月曜日と水曜日にあったものを、水曜日に同時開催して、負担を減らそうと取り組んでいるものもある。また、御指摘のあった先生方の充実感や、負担といったものについては、毎年ストレスチェックを行っている。ストレスチェックの結果を見ながら、学校や教育委員会内で検討している。教育課程検討委員会を始めるにあたって確認したところによると、習志野市のストレスチェックの全体的な傾向としては、先生方は他市に比べると仕事に対して意欲を持って働いているというような結果を確認している。課題としては、精神的ではなく、肉体的な負担をやや強く受けているという結果が、若干強く出ていることを認識している、と回答

古本委員

文化財についてだが、予算案に毎回保存に関しては出るが、展示や普及に関して、毎年要望をしているが、来年度は何か考えていないのか。なぜこのような要望をしているかという、習志野市の教育を考えていく中で、習志野市らしさを知るためには、習志野市の歴史を子どもたちが知ることが重要だと思っている。せっかく発掘保存をしているのだから、それを習志野市の子どもたちが見ることができれば、習志野市らしさが出るのではないかと思う。毎年期待しているので、市役所等で展示しているのはわかるが、ぜひ子どもが見ることができるような状況で、活動を続けることも大事なのではないかと思う、と発言

吉岡生涯学習部副参事

資料の33ページ目、No. 52に記載しているが、来年度、仮称習志野市の歴史・文化財マップを刊行したいと考えている。予算要求が通れば、無償で配布していく、と回答

古本委員

少しずつでも、一步でも前に進み、誰もが文化財を見ることができるようになればいいと思う、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第2号は終了した。

小熊教育長が

令和元年習志野市教育委員会第11回定例会の閉会を宣言